

令和3年1月8日

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等（※）の対応について

※認可保育所、幼保連携型認定こども園、
地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年1月7日に、1月8日から2月7日までを対象期間とし、神奈川県等に政府による「緊急事態宣言」が出されました。

今般の緊急事態宣言は、「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであることから、保育所等の対応については、「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」（令和3年1月7日 厚生労働省事務連絡）及び「（別添1）保育所等Q&A」において、登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いする旨が示されました。

これを踏まえ、本市においては緊急事態宣言中（1月8日から2月7日まで）においても登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いすることとします。

令和2年4月7日から5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際の対応とは異なりますので、本通知の内容でご対応くださいますようお願いいたします。

また、これまでの間、保護者の皆様にも感染拡大防止に様々な御協力をいただいておりますが、緊急事態宣言の発令を受け、一層の感染拡大防止のため、市として、保護者の皆様に対し、保育所等の必要な範囲での利用を改めてお願いいたします。

このことに伴い、各園の保育の提供及び期間中の利用料の取扱い等について、次のとおりとしますので、お手数をおかけしますが、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

1 保護者の保育所等利用について

(1) 保育所等の皆様へのお願い

<保護者が在宅勤務、テレワーク及び育児休業中の保育所等の利用について>

保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合がありますので、お申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただきますようお願いいたします。

市としても、保護者へのお知らせにおいて、必要な範囲での利用とするようお願いいたしますので、各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ登園を控えるよう求めることのないよう御理解・御協力をお願いいたします。

※年度限定保育事業・一時保育事業・休日一時保育事業についても同様としてください。

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭について、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

(2) 保護者への保育所等の利用にあたってのお願い

在宅勤務・テレワークの日については通勤に要していた時間帯の利用を控える、仕事がお休みの日などには保育所等もお休みいただくなど、保護者の皆様には、市から必要な範囲で保育所等の利用をお願いすることとします。

保育所等におかれましては、お手数をおかけして申し訳ありませんが、保護者の皆様には、別添の周知文「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」の配布をお願いいたします。

2 利用料（保育料）について

本市からの登園自粛要請は行わないことから、令和3年1月8日から2月7日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

なお、新型コロナウイルスの感染者が発生したことにより休園した場合などの利用料の取り扱いについては、引き続き「登園日数確認リストの提出及び7月以降の利用料日割り対応について」（令和2年7月15日 こ保運第1931号）のとおり対応します。

3 給食について

(1) 給食の実施

期間中についても原則通常通り給食を提供していただくよう、お願いします。

ただし、出勤できない職員が多く出る等園での体制確保の状況などから、安全に給食を提供することが困難である場合は、園の判断により、仕出し弁当等の提供や、保護者の了解を得たうえで、昼食の持参をお願いすることも可能とします。

なお、その場合でも、おやつや延長保育の食事提供については、市販品を利用するなど、各園で対応をお願いします。

また、食事中については「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（9頁）を参考に、十分な感染症対策を行ってください。

(2) 給食の提供を行わなかった場合の給食費の取扱い

園が実費徴収を行っている3歳から5歳児クラスについては、すでに発注した食材を含め実際にかかった費用が、保護者から徴収した金額と比較し大きく下回る場合は、保護者へ説明し理解を得た上で、差額の返還や他の実費への充当等を行ってください。その際は、保護者に書面等で説明してください。

例) ・差額を保護者へ返還する

- ・保護者に説明のうえ、再開後の食材の充実に充てる(デザート等)
- ・保護者に説明のうえ、その他食材費以外の実費徴収に充当する 等

4 給付費・委託費等及び職員の給与について

園児の登園や職員の配置状況に関わらず、給付費・委託費等の支給は通常通り行います。

職員(常勤・非常勤を問わず)の給与に関しても、緊急事態宣言前と同様にお支払いください。

※年度限定保育事業・横浜保育室の助成金についても同様の取扱いとさせていただきます。

5 一時保育事業・休日一時保育事業について

通常保育と同様に、感染防止対策を十分に講じたうえで、通常通り実施をお願いします。

なお、リフレッシュ利用についても、保護者の育児負担を軽減する観点から、一律に利用を制限することがないように、御配慮くださいますようお願いいたします。

6 地域子育て支援事業について

本市が実施する「認定こども園及び保育所地域子育て支援事業」の実施については、在園児への保育の継続を優先としていただき、事業実施が難しいと施設が判断する場合には、休止してください。なお、事業を休止する場合は、利用者への丁寧な周知・説明をお願いします。詳細については別途、子育て支援課より通知します。

7 行事等について

「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」(9項)を参考にし、実施する場合には十分な感染症対策を行い、対策が困難である場合には、縮小開催や中止も含めて検討をお願いします。

なお、行事の開催が難しい場合でも、写真や動画などを活用して、園児の様子を保護者と共有するなどの工夫もお願いします。

8 研修について

令和3年3月末までの研修は、オンラインでの開催を基本とします。

各研修の詳細については「保育・教育の質向上NEWS」でお知らせいたしますので、ご確認の上お申し込みください。なお、継続中の研修については個別に連絡を致します。

9 市からの情報提供について 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

本市からのお知らせ等の情報はメール等でもご連絡しますが、一部を除きホームページにも順次掲載いたします。確実にご対応いただくためにも、市のホームページも随時ご確認くださいようお願いします。

10 基本的な感染症対策

新型コロナウイルス感染症についての基本的な対応等については、令和2年8月に各施設に配付した「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（横浜市こども青少年局）を確認していただくようお願いします。

また、職員の健康管理や保護者への注意喚起については、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る対応の徹底について（依頼）」（令和2年12月4日 こ保運第3491号）の周知徹底をお願いいたします。

なお、人員基準の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」（令和2年2月26日 こ保人第1356号）のとおりとしますので、改めて御確認をお願いします。

11 添付資料

保護者の皆様への配布資料

- ・「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」

12 参考資料（市ホームページに掲載していますので、適宜御確認ください。）

- (1) 厚生労働省からの事務連絡「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」（令和3年1月7日）
- (2) 神奈川県からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について」（令和3年1月7日 次育第3428号）
- (3) 登園日数確認リストの提出及び7月以降の利用料日割り対応について（令和2年7月15日 こ保運第1931号） <市ホームページには掲載されていません>
- (4) 保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（令和2年8月横浜市こども青少年局）
- (5) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る対応の徹底について（依頼）（令和2年12月4日 こ保運第3491号）
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（通知）（令和2年2月26日 こ保人第1356号）

※市ホームページの検索方法 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<担当連絡先>	
保育・教育運営課	【園児の預かり】 【横浜保育室】 【行事等】 671-3564 【一時保育事業】 671-0234 【利用料】 671-0255 【給付費・委託費】 671-0202/0204
保育・教育人材課	【給食】 【研修】 【感染症】 671-2397
子育て支援課	【地域子育て支援事業】 671-4157
保育対策課	【年度限定保育事業】 671-4469

令和3年1月8日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等*の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和3年1月7日付で政府による「緊急事態宣言」（期間：令和3年1月8日から2月7日まで）が神奈川県に出されました。保育所等の対応については、登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いする旨が示されています。

そのため、市内の保育所等は原則開園とし、引き続き保育所等を利用いただけます。一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、可能な日には保育所等の利用をお控えいただくなど、ご協力をお願いします。

なお、利用料等については、以下のとおりの取扱いとなりますので、よろしくをお願いします。

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

1 利用料（保育料）について

本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年1月8日から2月7日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

※令和2年4月7日から5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際の対応とは異なりますので、ご注意ください。

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

2 保育所等の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しており、感染拡大防止の観点から、ご家庭等での保育ができる場合にはお休みいただくなど、可能な場合は利用をお控えいただくようご協力をお願いします。きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、育児休業中であっても利用できますが、可能な場合は家庭での保育をお願いします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・仕事がお休みの日などには保育所等もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

3 その他

園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課 FAX : 664-5479

【保育所等の利用について】 671-3564

【利用料について】 671-0255

保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469